

審査結果の要旨

氏名 友岡 邦之

本論文は、文化政策の社会学という、これまで本格的研究の少なかった領域における、堅実でありながら同時に問題提起的な研究である。著者によれば、文化とは分類と意味付与の機能を果たすコードであり、それをふまえて文化政策とは、対内的に価値基準や使用言語によって成員を文化的にまとめ上げつつ階層的に分類していくとともに、そのことをつうじて対外的に他との相違・境界を明確にしてその「集団の卓越化」を示そうとする企図である。本論文は、その文化に「有用化」への圧力がかかり、そのもとで文化政策が功利主義的かつ効率論的にゆがめられて来ている現状を批判し、情報化が進んで共同性が地域性と乖離していくなかで、そうした歪曲を乗り越える新しい文化政策のあり方を探ろうとしている。

全体は5つの章からなり、第1章の序論で、以上の問題を文化による「統治性」の問題と「美的判断と公共圏」の問題として提起したうえで、第2章では文化政策をめぐる従来の研究を、文化活動の内的側面に照準する「組織論的アプローチ」と、文化活動とマクロな社会的文脈との関連に照準する「批判的アプローチ」とに分け、両者の統合を図るために、文化政策の受け手にたいする効果ばかりでなく送り手の側の理念や組織構造が分析されなければならない、と説いている。情報化に伴って文化的共同性が地域性を超えて形成されるようになった今、それに即応した新しい公共圏が構築されなければならない、というのが著者の主張である。

続く第3章では、そのことを具体的かつ歴史的に示すために、1970年代以降のフランスの文化政策と明治期以降の日本の文化政策が取り上げられ、固有な文化政策をもつとみられてきたフランスでも多様性を包摂する文化の再定義が必要になってきたなかで、伝統的に美的価値判断の基準が自律していない日本ではなおいっそう行政的論理が優先されかねない事態が生まれてきている、と論じている。さらに第4章では、もともと文化の有用性を強調しがちなアメリカの例と、それを受け、経営合理性を追求するはずの芸術NPOですらが、そのメリットを軽視されがちになっている事態とが、分析されている。

第5章では、以上をふまえて、フランスの例を見直すとともに日本の群馬、栃木、沖縄などの事例を取り上げ、文化の有用化が進むなかでの文化的価値擁護のための公共圏の形成が、作品の価値そのものではなく芸術の理念の承認や、伝統文化を担おうとする人びとの「代表者的使命感」への依拠などを梃子に行われてきていることを述べている。第6章における結論は、こうしたなかで、文化政策の遂行にあたっては、受け手のみでなく送り手の意向を尊重し、彼らの文化的生産活動の自律性を支えるための政策が、多様な価値観やライフスタイルをふまえて成立する、狭い意味の地域性を超えた公共圏を前提になされなければならない、というものである。

このように、本論文は、広義の芸術を意味する文化と、それをめぐってそれを利用し、「集団の卓越化」を図ろうとする政策が、経済合理性をふまえた政治的意図の達成に傾きがちな現実を分析し、それを、情報化の動きをふまえた新たな公共圏形成の方向に軌道づけまおす可能性を探った、ユニークな研究である。現代社会が成熟の域に達し、両性平等や高齢化や少子化の動きにたいする直接的対処としての社会政策に加えて、「パンのみに生きるにあらざる」人間のより高度な欲求に応える文化政策の重要性がますます認識されつつある今、この研究はまさに時代の要請に意欲的に応える内容のものとなっている。

よって審査委員会は、本論文が博士（社会学）の学位を授与するに値するものと判定する。